

赤塚税務会計事務所通信

従業員に関する手続き

～税・社会保険などなど～

先月(6月)より定額減税の運用が開始されました。制度の煩わしさ、手続きの手間の増大など多数のお声をいただきました。制度はシンプルであってほしいものですね。さて、今回は従業員に関する手続きについてざっとまとめてみました。社会保険関係の手続きが多い時期でもありますので、ご確認ください。

源泉所得税

まずは給与に対する所得税(源泉所得税)についてです。従業員様に提出していただいている扶養控除申告書をもとに、扶養親族数を算出し、社会保険料控除後の金額と扶養親族数を源泉徴収税額表にあてはめて各人の源泉所得税を計算します。

このときに、給与所得者本人が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する場合には、扶養親族数の数に1人を加算します。同様に扶養親族に障害者がいる場合にも扶養親族の数に1人を加算し源泉徴収税額表にあてはめます。

賞与を支給する場合には、毎月の給与とは異なる税額表を用いることとなりますので(通常、給与より賞与の税額は大きくなります。)、ご注意ください。

※今年については、計算した所得税から定額減税額を差し引いて徴収・納付することとなります。

こうして従業員様から徴収した所得税は給与・賞与の支払月の翌月10日までの税務署に納税します。従業員数が10人未満である企業については、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を事前に提出することで、1月～6月支給分を7/10までにまとめて納税、7月～12月支給分を翌年1/20までにまとめて納税することが可能です。

労働保険料

労働保険とは、労災保険と雇用保険を合わせた名称です。労災保険料は全額が使用者負担、雇用保険料は一部労働者負担という仕組みになっています。毎年4月～3月の賃金を集計し労働保険料の申告を行うことを年度更新といいます。

年度更新は前年度の保険料の精算手続きと今年度の予測賃金に基づく概算保険料の計算手続きが一緒になったものです。今年度の年度更新は6/3～7/10までとなっていますので、申告・納付もれがないかご確認ください。

社会保険の算定基礎届

次は社会保険(健康保険・厚生年金)の算定基礎届についてです。社会保険料については4月～6月に支給した賃金をもとに、9月から翌年8月の保険料が決まります。この4月～6月に支給した賃金を届け出るのが算定基礎届となります。

提出期限は7/10となっていますので、お忘れのないようご準備ください。

基本的には算定基礎届で決まった等級にもとづき、1年間社会保険料を徴収していくこととなりますが、昇給などで2等級以上の増減があった場合には、月額変更届の提出が必要となります。

～裏面に続きます～

賃上げ促進税制

ここからは賃上げを支援する制度について紹介していきます。物価上昇の影響もあり、国としても積極的な賃上げを支援しているようです。

まずは、賃上げ促進税制についてです。従来より、所得拡大促進税制という名称で賃上げを実施している企業の法人税の減税が行われてきました。

幾度にもわたって改正が行われていますが、現時点(R6.4.1 以後事業開始)での中小企業に対する賃上げ促進税制の内容は次のようになっています、

- ・給与支給額(役員及び役員の親族を除く)が前年比プラス 1.5%以上の場合、増加額の 15%を法人税額から控除
- ・給与支給額が前年比プラス 2.5%以上の場合、増加額の 30%を法人税額から控除
- ・教育訓練費が前年度比プラス 5%を達成した場合、上乘せ措置として増加額の 10%を法人税額から控除
- ・適用年度が赤字等で法人税が発生しない場合には、賃上げによる税額控除可能額を5年間、繰り越すことが可能
- ・法人税額の控除は法人税額の 20%が上限

今までは、赤字の年度については賃上げを実施

しても税制上の特典がありませんでした。今回の改正により 5 年間の繰越控除が認められるようになりましたので、制度としての使い勝手が良くなりました。

キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金は厚生労働省が管轄している助成金です。非正規労働者の正社員化、処遇改善の取組を支援する制度ですが、年収の壁問題に対応するため、新たに「社会保険適用時処遇改善コース」が設けられています。

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに労働者の収入を増加させる取り組みに対して助成されるものです。①手当等支給メニュー、②労働時間延長メニュー、③併用メニューという形で類型化されており、類型ごとに支給額が異なりますが、最大で労働者 1 人につき 50 万円が助成されます。

まとめ

「良い会社とは良い人材のいる会社」と表現されることもあります。事業を行っていく上で、従業員に対する社内制度をどうしていくかは永遠のテーマの 1 つといえるでしょう。使える公的支援はしっかりと使いつつ、労働者使用者が WIN=WIN の関係を築けるようにしたいですね。



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803

FAX 048-972-4809

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！